

もしもの事故・けがに備えて…

市町村交通災害共済 に加入しましょう！

～交通災害共済は市町村で行う助け合いの制度です～

1 加入できる方

4月1日現在で志布志市内に住民登録されている方は誰でも加入できます。
※出稼ぎ、就学等で一時的に転出される方でも加入可

2 共済掛金

1人あたり500円です。（中途加入者についても同額）

3 共済期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※共済期間開始後の加入取消しはできません。なお、共済期間中は、転出先での国内の交通事故は共済の対象になります。



4 加入方法

郵送されている交通災害共済の加入申込書と掛金を一緒に、

各金融機関等（市役所内公金取扱所、コンビニエンスストアを含む）にて申込みください。

○市役所内公金取扱所（JAそお鹿児島農業協同組合）

志布志庁舎 午前8時30分から午後3時まで（ただし、土曜・日曜・祝日は除く。）

有明庁舎・松山庁舎 午前8時30分から午後2時まで（ただし、土曜・日曜・祝日は除く。）

※上記以降の時間に加入申込・加入掛金の支払い申し込みされる場合は、コンビニエンスストアでの申込みをお願いします。また、スマートフォンアプリ決済サービスもご利用できます。

5 加入申込期間

令和6年3月1日（金）から3月31日（日）まで

※4月1日以降も加入できますが、4月1日以降に申込された方は、領収日の翌日から翌年3月31日

災害見舞金お支払いの例

例1) 小学生が道路を自転車で走行中、転んで骨折し、完治するまで2ヶ月かかった

（実治療日数25日）

8等級 3万5千円の見舞金

例2) 自動車事故で3ヶ月の入院。退院2ヵ月後再手術のため1ヶ月入院。その後1ヶ月間

リハビリ通院。（実治療日数140日）

4等級 11万5千円の見舞金

※支払等級の詳細については、申込書裏面の「交通災害共済のときめ」をご覧ください。

【問合せ先】	志布志庁舎 総務課	472-1111	内線407・408
	松山庁舎 総務市民課	487-2111	内線213
	有明庁舎 地域振興課	474-1111	内線214・215